

公共用地境界確定申請書

年 月 日

枚方市長様

(申請者) 住所

フリガナ
氏名

電話 () 局



新規 下記の所有地と公共用地 () 敷) との境界が不明ですから確定してください。

再交付 下記の所有地について公共用地 () 敷) の境界確定 [謄本] [抄本] 通知書を
交付して下さい。

既確定 { 年 月 日付け 第 号 }
 年 月 日付け 第 号 }

記

| | |
|------|--|
| 公函番号 | |
|------|--|

| | | | |
|--------------|--|-----|--|
| 申請地 | 公 函 (<input type="checkbox"/> 里道 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他)敷 | 現 況 | <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他 |
| | 枚方市 (旧地名、地番) | | |
| 申請の目的 | | | |
| 事務代行者 連絡先 | 住 所 フリガナ 氏 名 電 話 () 局 担当者 ^{フリガナ} 氏名 | 職印 | |

添付書類

1. 境界確定申請(正1部)

- (1) 委任状……………①申請者に代わり事務を代行する場合
②申請地所有者に代わり申請を行う場合
- (2) 印鑑登録証明書……………申請者が個人の場合
- (3) 印鑑証明書……………申請者が法人の場合
- (4) 資格証明書又は……………申請者が法人の場合
商業登記簿謄本
- (5) 土地調書……………申請地、対側地及び隣接地
- (6) 法務局備付け地籍図
(公図)の写し
- (7) 土地登記簿謄本……………①申請地の謄本
又は全部事項証明書 ②対側地及び隣接地が公共用地の場合はその謄本
③対側地及び隣接地については、土地調書でも可
- (8) 位置図……………申請地付近の地図
- (9) 現況実測図……………①平面図は縮尺250分の1以上
(有資格者が測量) ②横断面図は縮尺100分の1以上
- (10) その他、市長等が……………①住民票(戸籍付票)の写し ⑤土地沿革調書
必要と認める書類 ②戸籍謄本(抄本)の写し ⑥地籍図の合成参考図
③遺産分割協議書の写し ⑦地積測量図の写し
④相続関係説明図 ⑧土地所在図の写し 等

2. 既境界確定謄本(抄本)再交付申請(正1部)

- (1) 委任状……………①申請者に代わり事務を代行する場合
②申請地所有者に代わり申請を行う場合
- (2) 印鑑登録証明書……………申請者が個人の場合
- (3) 印鑑証明書……………申請者が法人の場合
- (4) 資格証明書又は……………申請者が法人の場合
商業登記簿謄本
- (5) 法務局備付け地籍図
(公図)の写し
- (6) 土地登記簿謄本……………申請地の謄本
又は全部事項証明書
- (7) 位置図……………申請地付近の地図
- (8) その他、市長等が……………①住民票(戸籍付票)の写し ⑤土地沿革調書
必要と認める書類 ②戸籍謄本(抄本)の写し ⑥地積測量図の写し
③遺産分割協議書の写し ⑦土地所在図の写し 等
④相続関係説明図

3. 申請手数料

- (1) 境界確定申請1筆につき1,500円
- (2) 既境界確定再交付申請1件につき300円

【注1】個人のプライバシーに関する書類については、原則として原本を還付します。

(例) 戸籍謄本(抄本)、遺産分割協議書 等

【注2】法務局等で閲覧した書類や任意に作成された書類については、調査場所、調査年月日、調査者の氏名、押印及び作成年月日等を記入願います。

【注3】印鑑証明書等の添付書類は、3ヶ月以内のものを添付願います。

【注4】立会日より1年以上経過しても協議が不調である場合には、書類はお返しすることがあります。
なお、返戻通知書は連絡日より3ヶ月以上受取りがない場合には、再度連絡の上廃棄処分とします。